

「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会 提言後の現状と今後の方針

大阪府 都市整備部
河川室 河川環境課

「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言

土砂災害対策に関する現状と課題

土砂災害防止法に基づくソフト対策

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
 - 区域指定の遅れによる警戒避難体制の整備や新規開発抑制の効果発現の遅れ
- 警戒避難体制の整備
 - 避難勧告・指示が適切な時期に発令されていない
 - 避難勧告が発令されても住民の避難行動につながない

施設整備

- 要対策箇所の整備
 - 整備率が約30%であり、完了までにさらに長期間が必要
- 急傾斜地崩壊対策（土石流対策に比べ効果が限定的であり公益性が小さい）
 - 受益と負担のバランスが取れておらず、一般納税者の不公平感が大きい
 - 完成後の維持管理について府、市町村、地元の間で明確な取り決めがない。

今後の土砂災害対策の進め方

【基本理念】

「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」
（人命を守ることを最優先）

ソフト対策

「凌ぐ」

ハード対策

「防ぐ」

「逃げる」～住民自ら避難行動がとれる社会の構築～

総合的・効率的な施策の着実な推進

土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした施策の展開

★第一に「逃げる」施策の重点実施 （自助、共助を支える公助）

- 施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地区単位のハザードマップ」の早期作成
 - 危険個所の明確化と住民周知「気づき」
 - 警戒避難体制の整備「深め」
 - 住民の避難行動意識の向上「動く」

★第二に「凌ぐ」施策の展開

- 区域指定の効果発現と既存家屋への支援
 - 特定開発の制限や建物規制
 - 特別警戒区域内の既存家屋に対する移転支援
 - 特別警戒区域内の既存家屋に対する補強支援

★第三に「防ぐ」施策の効率化と適切な役割に基づく推進

- 区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施箇所の選定
 - 「土石流」「急傾斜地崩壊」の対策実施箇所の重点化
 - 「地すべり」は挙動が確認された場合実施
 - 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の徴収
 - 急傾斜地崩壊対策施設の地元・行政における管理分担の明確化

□区域指定優先順位の早期確立と指定完了

□避難判断基準マニュアルや土砂災害発生基準線（CLライン）の適宜見直しや的確な避難勧告・指示情報の発信手法の検討

□モデル地区におけるハザードマップの作成とNPO・大学等と連携した他地区への早期作成展開および住民参加型避難訓練の実施による住民の避難行動意識の向上

□家屋移転助成の制度活用促進

□家屋補強の助成に関する制度の確立



□「災害発生の危険度」と「災害発生時の影響」および地域要因を考慮した土石流・急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の優先順位付け

□受益者負担金の徴収に関する手法の確立

□急傾斜地崩壊対策施設の維持管理に関するルール作りと実施

提言に基づく各施策の進め方 (土砂災害防止法に基づく区域指定)

様式-2(急)

☆方針

土砂災害に関する**リスクの開示・情報の共有**、
全ての施策の**基軸**として**最優先**に実施。

☆進め方

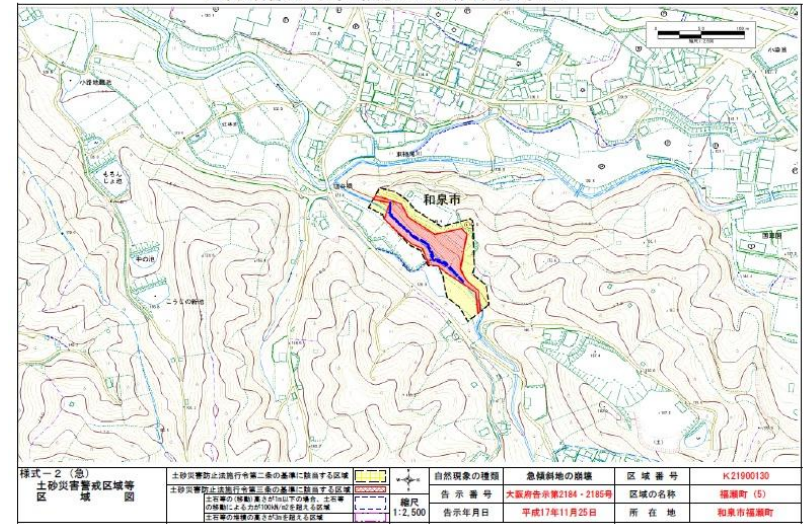
- ①「地区単位」を**同一避難行動単位**と定め、
地区単位**での指定**を進める。
- ②災害時要援護施設（要配慮者利用施設）
を含む地区等、**最優先**で指定を行う箇所について、
平成25年度中に指定を完了。
- ③残箇所は**平成28年度に指定を完了**※。

※指定完了時期の前倒しについて検討中。

☆対応状況

- ①「地区単位」の考え方を市町村と確認
- ②指定に必要な調査に反対の1箇所を除き、
最優先箇所の指定を完了。
- ③平成26年8月末時点で3,760箇所の
指定を完了。（全体約6,000箇所）

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



区域指定図書（参考）

区域指定数（平成26年8月末時点）

区域指定	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域	既往危険 箇所数 (参考)
土石流	723	488	1,859
急傾斜地の 崩壊	3,037	1,897	2,357
合計	3,760	2,385	4,216

提言に基づく各施策の進め方（「逃げる」警戒避難体制の整備）

☆方針

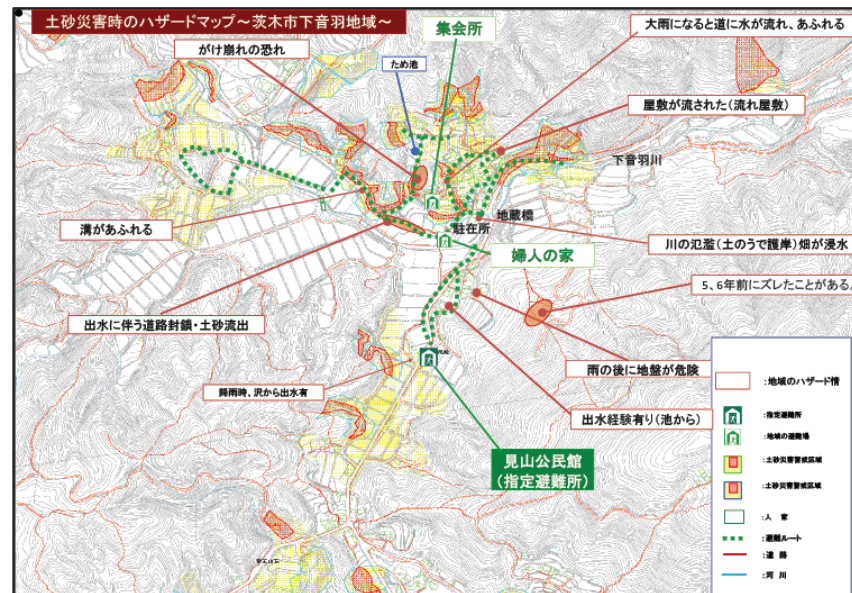
住民の**避難行動意識の向上**および警戒**避難体制の整備**に対する**支援**

☆進め方

- ①住民参加による「地区単位のハザードマップ」を府と市町村が協力し作成。
- ②市町村が進める避難体制の構築に対して府が支援を実施。
- ③避難勧告など発令に必要な情報の適切な発信や市町村に対する助言を実施。

☆対応状況

- ①作成に関する手法の伝達やNPOの派遣等市町村と連携して地元住民を支援。
- ②市町村の取組みに対して国交付金の活用を助言・支援
- ③避難判断マニュアル改訂に伴う避難勧告等発令基準の統一など、情報発信のあり方について意見交換を実施中。



ハザードマップ（参考）

地区単位ハザードマップ作成等の状況

区域指定 (単位：地区)		～ H23	～ H25	H26 (予定)
地区単位 ハザード マップ	市町村・ 府で作成	6	37	31
	市町村 で作成	—	7	2
マップを用いた 避難訓練		0	9	確認中

提言に基づく各施策の進め方（「凌ぐ」早期の効果発現）

☆方針

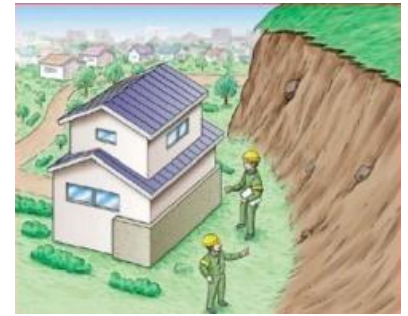
被害軽減効果を早期に発現させるため、**住民自らが実施**する行為に対して**支援**を実施。

☆進め方

- ①土砂災害特別警戒区域内の既存家屋に対する移転及び補強費用の助成制度構築に関して市町村と意見交換。

☆対応状況

- ①制度の構築にむけ、運用に関する詳細や開始時期等、市町村、関係機関と調整中。



移転補強イメージ（参考）

移転補助制度

- 大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（S63.10.19）
- 現在の適用区域（災害危険区域）に国制度と同様、土砂災害特別警戒区域を追加

補強補助制度

- 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱（H8.9.20）
- 現在の適用は耐震補強のみであるが、土砂災害特別警戒区域内の住宅補強を追加

●助成制度の費用負担割合（移転補助、補強補助）

国（1/2） 社会資本整備総合交付金	府（1/4）	市町村（1/4） 〈事業主体〉
-----------------------	--------	--------------------

既存家屋の「**移転**」「**補強費用**」に関する助成制度を構築

提言に基づく各施策の進め方（「防ぐ」施設の整備）

☆方針

重点化により整備実施箇所を**限定**

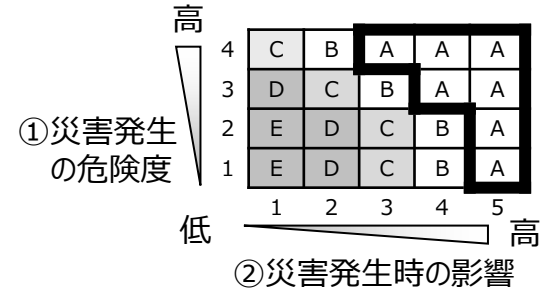
☆進め方

- ①「災害発生時の影響度」「災害発生の危険度」を評価し、対策実施箇所を限定。
- ②急傾斜地崩壊対策事業については受益者からの負担金を徴収した上で事業を実施。
- ③急傾斜地崩壊対策事業実施後の施設の維持管理に関する方針を明確化。

☆対応状況

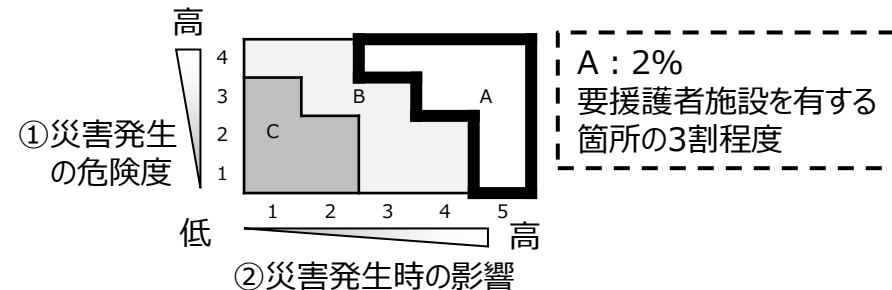
- ①優先実施箇所の考え方について、市町村と意見交換を実施し確認。
- ②モデル地区において新たな事業スキームでの進め方を市町村と検討中。
- ③維持管理のあり方については、引き続き市町村と意見交換を実施中。

◆土石流対策事業の重点化

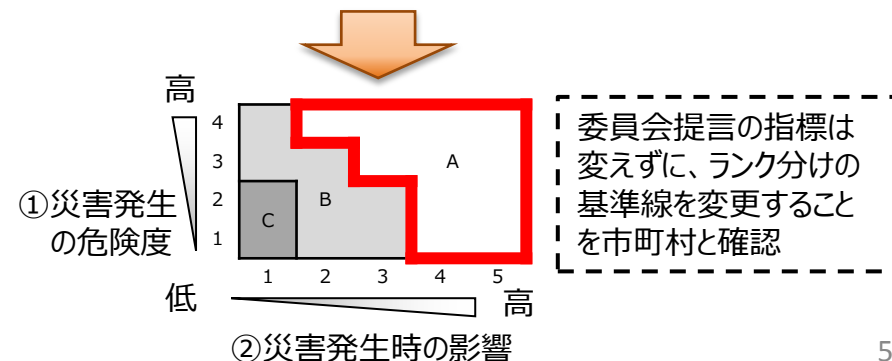


◆急傾斜地崩壊対策事業の重点化

〈委員会提言に基づく試算結果〉



A : 2%
要援護者施設を有する箇所の3割程度

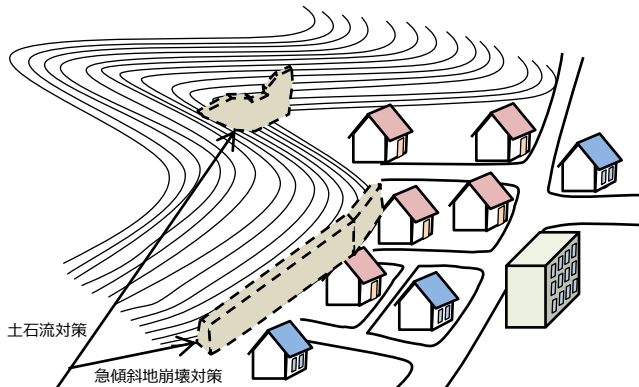


委員会提言の指標は変わらずに、ランク分けの基準線を変更することを市町村と確認

大阪府の土砂災害対策の状況について

これまでの進め方

- 施設の整備
採択要件や状況を勘案し、順次要対策箇所の施設整備を実施
- 区域指定
「ソフト対策」の一つとして実施



施設整備（対策が必要な箇所について順次実施）

課題

- ◆施設の整備完了までにさらに**長期間が必要**。
- ◆住民の**避難行動意識の低下**。

土砂災害対策の様々な課題について外部有識者による審議
(H23.11~H24.8)

「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会による提言

基本理念：「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」
(人命を守ることを最優先)

土砂法に基づく**区域指定を基軸**とした施策の展開と

「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」を併せた**総合的・効率的な施策**の着実な**推進**

「逃げる」施策の
重点実施

「凌ぐ」施策の展開

「防ぐ」施策の効率化と
適切な役割に基づく推進

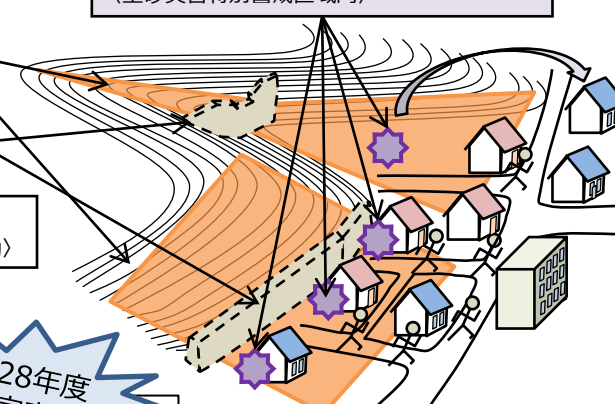
施策の具体的な手法について府・市町村で意見交換

リスク開示・共有（区域指定）
〈すべての施策の基軸〉

優先箇所の施設整備（防ぐ）
〈土石流対策・急傾斜地崩壊対策〉

避難（逃げる）
〈適切な情報伝達と行動〉

家屋の移転・補強（凌ぐ） [検討中]
〈土砂災害特別警戒区域内〉



平成28年度
区域指定完了※

土砂災害防止法に基づく区域指定

- リスクの開示・情報の共有であり、土砂災害対策の根幹となる区域指定についてこれまで最優先で実施。

※区域指定完了年次の前倒しについて検討中

◇区域指定

- ・土砂災害警戒区域（Y）：3,760 箇所 ※ [86%] (63%) 内 土砂災害特別警戒区域（R）：2,385 箇所
- ・今年度指定予定数：750 箇所（H25年度実績798箇所）

※：進捗率

[]：既往の危険箇所数 4,361
()：全体を6,000 と見込んだ場合

「逃げる」

☆市町村が**住民との協働**により行う警戒避難体制の整備にむけた支援

◇ハザードマップ作成と避難訓練の実施

- ・これまでに17市町村51地区でマップ作成済み（内2市7地区は市独自で作成）
- ・作成済みマップを使用した避難訓練を実施



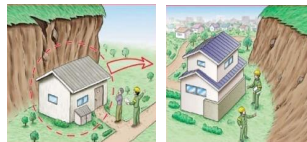
住民参加のワークショップによる地区単位のハザードマップ作成と避難訓練実施例

「凌ぐ」

☆被害**軽減効果の早期発現**

◇土砂災害特別警戒区域内の家屋に対する助成（移転・補強）

★制度の運用開始**時期**や**方法**について、市町村、**関係機関と調整中**。



家屋の移転および補強イメージ

「防ぐ」

☆**施設整備計画の策定**
〈土石流対策・急傾斜地崩壊対策〉

◇優先実施箇所の選定 （土石流対策・急傾斜地崩壊対策） ・基礎調査結果を踏まえた評価を実施

◇受益者負担金の徴収 （急傾斜地崩壊対策）

- ★今後の新規箇所については**負担金を徴収**して事業を実施することを市町村に説明済み。
- ★負担金徴収の具体的な手法について、**モデル地区を選定**し、市町村と検討中。



土石流対策

急傾斜地崩壊対策

平成26年8月19日~20日
広島県で発生した災害について（参考）

大阪府 都市整備部
河川室 河川環境課

平成26年8月 広島県で発生した災害について

平成26年8月19日夜から20日未明にかけて、広島市を中心とした局地的な豪雨により、川沿い帯状の範囲に土砂災害が集中して発生。

〈降雨概要〉

●前線に向かって南西からの湿った空気と南からの湿った空気が九州・四国間の豊後（ぶんご）水道でぶつかり、広島方面で活発な雨雲が次々と発生。

〈三入気象観測所（広島市安佐北区）※いずれも観測史上1位

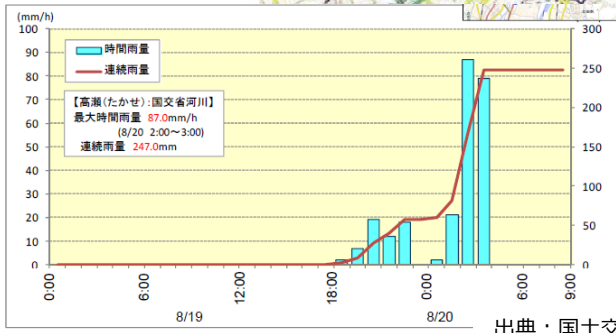
- 最大24時間降水量：257.0ミリ（19日12:00～20日12:00）
- 最大1時間降水量：101.0ミリ（20日3:00～4:00）
- 最大3時間降水量：217.5ミリ（20日1:30～4:30）

〈気象台発表（注警報等）〉

- 19日21:26 大雨警報（土砂・浸水）警報発表
- 19日23:33 大雨警報（土砂）警報に切替
- 20日01:15 土砂災害警戒情報（広島市）発表
- 20日01:21 大雨警報（土砂・浸水）警報に切替
- 20日03:49 広島県記録的短時間大雨情報発表

〈土砂災害〉

- 太田川及びその支川沿い
長さ約11キロの帯状範囲に集中して、土石流が計50か所発生。
※未調査地域もあり災害件数は増加の見込み
- その他、がけ崩れを含め土砂災害が短時間に集中して発生し、
死者：72名
行方不明者：2名
となっている。※31日20時現在



解析雨量等の気象庁資料

